

桃山学院大学大学院 学則



○桃山学院大学大学院学則

1993年(平成5年)3月19日

認可

最近改訂 2023(令和5)年4月1日

第1章 総則

第1条 本大学院は、キリスト教精神に基づき、学問の自由を尊重し、人類の共生と平和のために邁進する自主独立の指導的世界市民を形成すべく、高度にして専門的な学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究めて、わが国および世界の文化の進展に寄与することを目的とする。

第1条の2 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検および評価を実施し、その結果を公表する。

2 自己点検・評価の実施体制ならびに方法については、別に定める。

3 本大学院は、教育研究活動等の状況について、定期的に第三者評価を受けるものとする。

第2条 本大学院に修士課程および博士課程を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うものとする。

3 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

第3条 本大学院に次の研究科を置く。

文学研究科

経営学研究科

経済学研究科

社会学研究科

第3条の2 各研究科の教育目標および人材養成等の目的は次に定めるとおりとする。

1. 文学研究科は、日本を含む世界諸地域の言語・文化についての理論的・実証的研究および比較研究を通じて、高度な専門知識と実践知を兼ね備えた研究者および高度専門職業人の育成

を目的とする。

2. 経営学研究科は、国際化・情報化・イノベーション・産業構造転換の進むビジネス社会の研究とその応用能力の涵養を通じて、社会の要請に応える研究者および高度専門職業人の育成を目的とする。
3. 経済学研究科は、高度化、複雑化する経済の諸問題に対応しうる洞察力ならびに分析能力の涵養を通じて、社会に貢献する研究者および高度専門職業人の育成を目的とする。
4. 社会学研究科は、急速に変貌し複雑化する現代社会、多様な文化現象、重要性を増す社会福祉などの諸問題に対応しうる研究者および高度専門職業人の育成を目的とする。

第3条の3 各研究科に次の専攻を置く。

研究科	専攻	
	博士前期課程、修士課程	博士後期課程
文学研究科	言語・文化専攻	比較文化学専攻
経営学研究科	経営学専攻	経営学専攻
経済学研究科	応用経済学専攻	応用経済学専攻
社会学研究科	応用社会学専攻	応用社会学専攻

第3条の4 本大学の各研究科に研究科長を置く。

- 2 研究科長は、当該研究科に関する校務をつかさどる。

第4条 各研究科の学生定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	入学定員		収容定員	
		博士前期課程	博士後期課程	博士前期課程	博士後期課程
		修士課程		修士課程	
文学研究科	言語・文化専攻	10名	—	20名	—
	比較文化学専攻	—	4名	—	12名
経営学研究科	経営学専攻	10名	3名	20名	9名
経済学研究科	応用経済学専攻	10名	3名	20名	9名
社会学研究科	応用社会学専攻	10名	3名	20名	9名

第2章 修業年限および在学年限

第5条 修士課程の標準修業年限は2年とし、博士課程の標準修業年限は5年とする。

- 2 博士課程は、前期2年および後期3年の課程に区分し、前期2年の課程を博士前期課程、後期3年の課程を博士後期課程(以下それぞれ「前期課程」「後期課程」という。)といい、前期課程

は、これを修士課程として取り扱う。

第5条の2 本大学院の在学期間は、前期課程および修士課程においては4年、後期課程においては6年を、それぞれ超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、社会人で各研究科博士前期課程(修士課程)に在学する者のうち単位制学費を選択した者の在学期間は、6年を超えることができないものとする。

第3章 学年、学期および休業日

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

第7条 休業日は、次のとおりとする。

1. 日曜日

2. 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

3. 本学創立記念日(4月15日)

4. 春季休業 3月21日から3月31日まで

夏季休業 7月21日から9月20日まで

冬季休業 12月21日から翌年1月7日まで

2 必要がある場合、学長は、研究科委員会の審議を経て、前項の休業日を臨時に変更し、または臨時に休業日を定めることができる。

第4章 教育課程

第8条 本大学院の教育は、授業科目の授業および学位論文ないし課題報告の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

第9条 各研究科の専攻に応じ、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設する。

2 授業科目の名称、分類、単位数および履修方法は別表1(文学研究科)、別表2(経営学研究科)、別表3(経済学研究科)および別表4(社会学研究科)のとおりとする。

3 研究指導およびその履修方法等については、別に定める。

第10条 各研究科の授業科目の単位数は、次の基準によって計算する。

1. 講義による授業科目は原則として1時間の講義に対し2時間の準備を必要とすることを考慮し、毎週1時間15週の授業をもって1単位とする。

2. 演習は1時間の授業に対し2時間の準備を必要とすることを考慮し、毎週1時間15週の授業をもって1単位とする。

第11条 学生は、別に定める履修規程によって、授業科目を履修しなければならない。

第12条 演習担当者をもって、当該学生の指導教授とする。

2 学生は、指導教授の研究指導および授業科目の選択等研究一般に関する指導を受けなければならない。

第13条 学生は、自己の所属する研究科の専攻および課程に開設する授業科目のほか、指導教授が当該学生の教育上有益と認めたときは、他の専攻または研究科もしくは他の大学院(外国の大学院を含む。)の教育課程の授業科目について履修することができる。

2 前項の規定により修得した授業科目の単位は、15単位を限度として本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 本学において教育上有益と認めるときは、入学前に大学院において履修した科目について修得した単位(本大学院の科目等履修生として修得した単位を含む。)を本大学院において修得したものと認定することができる。ただし、転学の場合を除き、他の大学院において修得した科目については15単位を限度とする。

4 本条第1項から第3項の規定により、修得したものとみなすまたは認定することのできる授業科目の単位は、本大学院において修得した単位を除き、合わせて20単位を超えないものとする。

第14条 学生は、当該年度に履修しようとする授業科目を指定期間内に所属研究科長に届け出なければならない。

第5章 試験および課程の修了

第15条 大学院において、所定の授業科目を履修した者に対しては、前期末または学年末に試験を行う。ただし、研究報告をもってこれに替えることができる。

2 前項のほか、適宜、中間研究報告を提出させることができる。

第16条 成績の判定は、100点を満点とする点数で評価し、60点以上をもって合格とする。その基準は次のとおりとする。

S 100点～90点

A 89点～80点

B 79点～70点

C 69点～60点

D 59点以下(不合格)

2 合格した授業科目については、所定の単位を与える。

第17条 修士課程および前期課程の修了の要件は、本大学院に2年以上在学し、研究科所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた後、本大学院の行う修士論文または特定の課題につ

いての研究の成果の審査および最終試験に合格することとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげた者に限り、本大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

第17条の2 博士課程の修了の要件は、本大学院に5年(修士課程または前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、研究科所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた後、本大学院の行う博士論文の審査および最終試験に合格することとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげた者に限り、本大学院に3年(修士課程または前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

- 3 17条第2項の規定による在学期間をもって修士課程または前期課程を修了した者の博士課程の修了の要件は、本大学院に修士課程または前期課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、研究科所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた後、本大学院の行う博士論文の審査および最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげた者に限り、本大学院に3年(修士課程または前期課程における在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

- 4 前三項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第156条の規定により、大学院への入学資格に関し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、後期課程に入学した場合の博士課程修了の要件は、本大学院に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた後、本大学院の行う博士論文の審査および最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげた者に限り、本大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

第17条の3 第13条3項の規定により大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本大学院において修得した者とみなす場合であつて、当該単位の修得により本大学院の修士課程または博士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して一年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程および前期課程については、当該課程に少なくとも一年以上在学するものとする。

- 2 修士課程および前期課程を修了した者の第17条の2に規定する博士課程における在学期間については適用しない。

第6章 学位およびその授与

第18条 本大学院の各研究科において修士課程および前期課程を修了した者に、次の学位を授与する。

文学研究科 修士(文学)

経営学研究科 修士(経営学)

経済学研究科 修士(経済学)

社会学研究科 修士(社会学)

2 本大学院の各研究科において博士課程を修了した者に、次の学位を授与する。

文学研究科 博士(比較文化学)

経営学研究科 博士(経営学)

経済学研究科 博士(経済学)

社会学研究科 博士(社会学)

第18条の2 本大学院の学生でない者が論文を提出して博士の学位を得ようとするときは、本大学院課程に準ずる審査を経て、博士の学位を授与することができる。

第19条 学位およびその授与については、本章のほか、桃山学院大学学位規程の定めるところによる。

第7章 教職課程

第20条 本大学院において教育職員免許状(中学校教諭専修免許状および高等学校教諭専修免許状)を取得しようとする者は、各研究科配当の関係科目の中から教育職員免許法および同施行規則に定める必要単位数を取得しなければならない。ただし、中学校教諭一種または高等学校教諭一種普通免許状の取得資格を有する者に限る。

第21条 本大学院において取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

課程を置く研究科・専攻		免許状の種類
文学研究科	言語・文化専攻	中学校教諭専修免許状(英語) 高等学校教諭専修免許状(英語) 中学校教諭専修免許状(社会) 高等学校教諭専修免許状(地理歴史)
経営学研究科	経営学専攻	高等学校教諭専修免許状(商業)
経済学研究科	応用経済学専攻	中学校教諭専修免許状(社会) 高等学校教諭専修免許状(公民)

社会学研究科	応用社会学専攻	中学校教諭専修免許状(社会) 高等学校教諭専修免許状(公民)
--------	---------	-----------------------------------

第8章 教員組織

第22条 本大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、研究科および専攻の規模ならびに授与する学位の種類および分野に応じ、必要な教員を置くとともに、教員の適切な役割分担および連携体制を確保し、組織的な教育を行うものとする。

2 本大学院における授業および研究指導を担当する教員は、大学院設置基準に規定する資格に該当する本学各学部の教員および兼任講師をもってこれに充てる。

第9章 運営組織

第23条 本大学院に研究科委員会および学長・研究科長会を置く。

第24条 学長・研究科長会は、学長、学長の命を受けた副学長、各研究科長、大学統括部長をもって組織する。

2 委員長は、学長がこれにあたる。

第25条 学長・研究科長会は、大学院全般の重要な事項について審議する。

2 学長・研究科長会の運営等に関することは、学長・研究科長会運営規程に定める。

第26条 研究科委員会は、当該研究科の授業を担当する専任教員をもって組織する。

2 委員長は、研究科長がこれにあたる。

第27条 研究科委員会は、学長、学長の命を受けた副学長および研究科長(以下「学長等」という。)のつかさどる教育研究に関する事項について審議し、および学長等に意見を述べる。

2 研究科委員会の運営等に関することは、各研究科委員会規則に定める。

第10章 入学、休学、退学および除籍等

第28条 入学の時期は、毎年4月とする。ただし、教育上有益な場合には、10月に入学を認めることができる。その場合の学年は、第6条第1項にかかわらず、10月1日に始まり、翌年9月30日に終わるものとする。

第29条 本大学院の修士課程または前期課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

1. 大学を卒業した者
2. 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
3. 文部科学大臣の指定した者
4. 本大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められた者

2 前項第4号の学力認定は、本大学院の学力認定委員会において行う。

第29条の2 本大学院の後期課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

1. 修士の学位を有する者
2. 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
3. 文部科学大臣の指定した者
4. その他本大学院において修士の学位を有する者と同等以上の学力を有するものと認めた者

2 前項第4号の学力認定は、本大学院の学力認定委員会において行う。

第30条 入学を志願する者は、指定の期日までに、入学願書に所定の書類を添えて提出し、大学院学費等納付規程に定める入学検定料を納付しなければならない。

第31条 入学を許可された者は、指定の期日までに、所定の書類を提出し、かつ、別に定める入学金および授業料を納入しなければならない。

2 前項の手続きを完了しない者は、入学を許可されない。

第32条 学生が疾病その他やむを得ない事由によって休学を希望するときは、願書を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病により休学しようとする者は、願書に医師の診断書を添えねばならない。

第33条 疾病のため、修学が適当でないと認められる学生に対しては、学長は休学を命じることができる。

第34条 休学の期間は、当該学年限りとする。ただし、特別の事由がある場合には引続き休学することができる。

2 休学の期間は、修士課程および前期課程は通算して2年、後期課程は通算して3年を、それぞれ超えることができない。

3 休学の期間は、在学年数に算入しない。

第35条 休学期間中に休学の事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

2 復学の時期は、学年の始めとする。ただし、次の各号の一に該当する者は、後期からの復学を願い出ることができるものとする。

1. 授業科目を後期から履修できる研究科に在籍している者
2. 所定の年限以上在学し、所定の単位を修得している者

第36条 学生が退学しようとするときは、その事由を添え、保証人連署のうえ願書を提出し、学長の許可を得なければならない。

第37条 他の大学院の学生が、所属大学院の研究科長の承認書を付し、学年の開始日までに、本大学院に転入学を志願したときは、選考のうえ、許可することがある。

第38条 本大学院から他の大学院に転学しようとする学生は、理由を付して、保証人連署のうえ、願い出て許可を得なければならない。

第39条 次に掲げる者が、再入学を希望するときは、保証人連署のうえ願書を提出し、学長の許可を得なければならない。

1. 願いによって本大学院を退学した者
 2. 第40条第3号により除籍され、その後未納の学費を納入した者
- 2 再入学は、退学した学期の翌学期から起算して2学期以内に限り願い出ることができる。

第40条 学生が次の一に該当するときは、学長はその者を除籍する。

1. 第5条の2に規定する在学年限に達した者
2. 第34条第2項に規定する休学の期間を経過して、なお復学または退学しない者
3. 所定の学費の納付を怠り、その督促を受けても、なおこれを納付しない者

第11章 留学

第41条 本大学の協定または認定する外国の大学もしくは大学院へ留学を希望する者は、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の留学期間のうち1カ年を限度として、本大学院の在学期間に算入することができる。
- 3 留学に関する細則は、別に定める。

第12章 学費等

第42条 授業料その他の学費等の額は、理事会の定める付表1および付表1の2のとおりとする。

- 2 前項の納付については別に定める大学院学費等納付規程に従って納入しなければならない。

第43条 いったん納入した学費等は、いかなる理由があっても返還しない。ただし、本学に入学を許可された者が、本学が指定する期日までに入学辞退を申し出た場合は、その請求により入学金を除き授業料を返還することができる。また、大学院学費等納付規程第3条第5号ただし書きに該当する場合は、返還することができる。

第13章 科目等履修生、交換留学生、交換履修生、委託生、研究生および特別研究員

第44条 本大学院所定の学科目の中の一または数科目を履修しようとする者があるときは、選考のうえ、科目等履修生としてこれを許可することがある。

- 2 科目等履修生は、その履修した学科目について試験を受けることができる。
- 3 試験に合格した学科目については、所定の単位を認定する。

第44条の2 本学が協定する外国の大学に所属する学生が、当該の協定に基づく本大学院での学修を希望するときは、所定の手続きを経たうえ、交換留学生として受け入れることがある。

- 2 交換留学生がその履修した学科目について試験を受け合格した場合、所定の単位を認定する。

第44条の3 本学が協定する国内の大学に所属する学生が、当該の協定に基づく大学院での学修を希望するときは、所定の手続きを経たうえ、交換履修生として受け入れることがある。

- 2 交換履修生が、その履修した学科目については試験を受けることができる。
- 3 試験に合格した学科目については、所定の単位を認定する。

第45条 本大学院所定の学科目中の一または数科目を学修せしめるため、公共団体その他の機関から学生を委託されたときは、選考のうえ、委託生としてこれを許可することがある。

- 2 委託生は、その履修した学科目について試験を受けることができる。
- 3 試験に合格した学科目については、願い出によってその証明書を交付する。

第46条 本大学院において特定事項の研究を希望する者に対しては、選考のうえ、研究生としてこれを許可することがある。

第46条の2 研究生および科目等履修生に関する細則は、別に定める。

第47条 本大学院において特定事項の研究を行う特別研究員をおくことがある。特別研究員に関する細則は別に定める。

第14章 外国人留学生

第48条 外国人で、大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生として修士課程または前期課程に入学を志願することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

1. 外国において通常の課程による16年の学校教育を修了した者
2. 日本において外国人留学生として大学を卒業した者
3. 本大学院において前2号と同等以上の学力を有すると認めた者。ただし、日本において通常の課程による学校教育を受けたと認定した外国人を除く。

3 外国人留学生として後期課程に入学を志願することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

1. 外国の大学院において修士の学位に相当する学位を授与された者
2. 日本の大学院において外国人留学生として修士課程または博士前期課程を修了した者

4 第2項第3号の学力認定は、本大学院の学力認定委員会において行う。

第49条 外国人留学生に関する細則は、別に定める。

第15章 研究指導施設および厚生保健施設

第50条 大学院学生は、大学図書館を利用することができる。

2 各研究科に大学院学生専用の共同研究室を設ける。

3 教育研究上支障を生じない場合には、学部、大学付置の研究所等の施設および設備を共用することができる。

第51条 大学院関係教職員および学生の保健医療のためには大学保健室を利用する。

第16章 補則

第52条 本学則に規定のない事項については、桃山学院大学学則を準用する。

2 この学則の実施について必要な細則は別に定める。

第17章 改廃

第53条 本学則の改廃は、大学評議会の審議を経て、学長がそれらの意見を聴いたうえで常務理事会に提案して、理事会が決定する。ただし、研究科の教育研究に関わる改廃については、研究科委員会の審議を経て、学長がその意見を聴くものとする。

付 則

この学則は、1993年(平成5年)4月1日から施行する。

この学則は、1994年(平成6年)4月1日から改訂施行する。

この学則は、1995年(平成7年)4月1日から改訂施行する。

この学則は、1996年(平成8年)4月1日から改訂施行する。

この学則は、1997年(平成9年)4月1日から改訂施行する。

この学則は、1998年(平成10年)4月1日から改訂施行する。

この学則は、1999年(平成11年)4月1日から改訂施行する。

この学則は、2000年(平成12年)4月1日から改訂施行する。

この学則は、2001年(平成13年)4月1日から改訂施行する。ただし、付表1学費の注5については、1999年度(平成11年度)入学生から適用する。

この学則は、2002年(平成14年)4月1日から改訂施行する。

この学則は、2003年(平成15年)4月1日から改訂施行する。

この学則は、2004年(平成16年)4月1日から改訂施行する。

この学則は、2005年(平成17年)4月1日から改訂施行する。

この学則は、2006年(平成18年)4月1日から改訂施行する。

この学則は、2007年(平成19年)4月1日から改訂施行する。

この学則は、2007年(平成19年)7月11日から改訂施行する。

この学則は、2008年(平成20年)4月1日から改訂施行する。

この学則は、2009年(平成21年)4月1日から改訂施行する。

この学則は、2010年(平成22年)4月1日から改訂施行する。

この学則は、2011年(平成23年)4月1日から改訂施行する。

この学則は、2012年(平成24年)4月1日から改訂施行する。英語圏文化学専攻、国際文化学専攻および応用言語学専攻は、2012年4月より学生募集を停止する。(文学研究科英語圏文化学専攻、国際文化学専攻および応用言語学専攻存続に関する経過措置について)改訂後の学則の規定にかかわらず、2012年3月31日時点で当該専攻に在学する者がその後においても継続して在学する期間については、改訂前の学則の規定を適用し、当該専攻を存続させるものとする。

この学則は、2013年(平成25年)4月1日から改訂施行する。

この学則は、2014年(平成26年)4月1日から改訂施行する。

この学則は、2015年(平成27年)4月1日から改訂施行する。

この学則は、2016年(平成28年)4月1日から改訂施行する。

この学則は、2017(平成29)年4月1日から改訂施行する。(科目および履修方法に係る変更、ならびに学費スライド制に関する文言削除による)

この学則は、2018(平成30)年4月1日から改訂施行する。(科目に係る変更、ならびに文学研究科博士前期課程の専攻名称および単位制学費制度の変更にとまなう改訂)

この学則は、2019(平成31)年4月1日から改訂施行する。(科目に係る変更、ならびに経営学研究科博士前期課程、経済学研究科博士前期課程および社会学研究科博士前期課程の単位制学費制度導入、教育職員免許法の一部改正及び、教育職員免許法施行規則の改正に伴う改訂)

この学則は、2020(令和2)年4月1日から改訂施行する。(科目に係る変更および大学院委員会廃止に伴う改訂)

この学則は、2021(令和3)年4月1日から改訂施行する。(科目に係る変更、大学院設置基準の改正および研究科長の追記に伴う改訂)

この学則は、2022(令和4)年4月1日から改訂施行する。(経済学研究科博士後期課程の科目の新設に伴う改訂)

この学則は、2023(令和5)年4月1日から改訂施行する。(科目に係る変更(文学研究科博士前期課程、経営学研究科博士前期課程、経済学研究科博士前期課程／後期課程、社会学研究科博士前期課程／後期課程)、および施設費の廃止と学費改定に伴う改訂)

ただし、付表1にかかわらず、2022年度(令和4年度)までに入学を許可された者の学費は、次のとおりとする。

名称	研究科	金額
入学金	全研究科	300,000円
授業料	全研究科	年額 525,000円

施設費	全研究科	年額 200,000円
-----	------	-------------

注1. 休学を許可された者が一つの学期の全期間を休学する場合の学費は、大学院学費等納付規程の定めるところとする。

注2. 本学学部卒業生の入学金および施設費は、大学院学費等納付規程の定めるところとする。

注3. 本学大学院の博士前期課程または修士課程修了者が博士後期課程に入学する場合の入学金および施設費は、大学院学費等納付規程の定めるところとする。

注4. 本学大学院博士後期課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた者が、学位論文提出のため在学するときの授業料および施設費は、大学院学費等納付規程の定めるところとする。

注5. 社会人で各研究科博士前期課程(修士課程)に入学した者が選択できる単位制学費については、大学院学費等納付規程の定めるところとする。

別表1 文学研究科

A. 言語・文化専攻(博士前期課程)

1 授業科目、単位数

	類別	授業科目(単位)	
英語圏文化研究コース	必修科目	英語圏文化学基礎研究演習(2) 英語圏文化学論文指導演習(2)	英語圏文化学特殊研究演習(2) 英語圏文化学修士論文演習(2)
	選択科目	イギリス文化学研究A I (2) イギリス文化学研究B I (2) イギリス文化学研究C I (2) アメリカ文化学研究A I (2) アメリカ文化学研究B I (2) アメリカ文化学研究C I (2) 英語圏文化学研究A I (2) 英語圏文化学研究B I (2) 英語運用実習A(2) 英語運用実習C(2) 英語運用実習E(2)	イギリス文化学研究A II (2) イギリス文化学研究B II (2) イギリス文化学研究C II (2) アメリカ文化学研究A II (2) アメリカ文化学研究B II (2) アメリカ文化学研究C II (2) 英語圏文化学研究A II (2) 英語圏文化学研究B II (2) 英語運用実習B(2) 英語運用実習D(2)
	自由科目	<ul style="list-style-type: none"> ・他の研究コースの選択科目 ・学則第13条に定める科目 	

応用言語学・英語教育研究コース	必修科目	応用言語学基礎研究演習(2) 応用言語学論文指導演習(2)	応用言語学特殊研究演習(2) 応用言語学修士論文演習(2)
	選択科目	言語学研究A I (2) 言語学研究B I (2) コミュニケーション学研究 I (2) 英語教育研究A I (2) 英語教育研究B I (2) 英語教育研究C I (2) 応用言語学研究A I (2) 応用言語学研究B I (2) 英語学研究A I (2) 英語学研究B I (2) 英語運用実習A(2) 英語運用実習C(2) 英語運用実習E(2)	言語学研究A II (2) 言語学研究B II (2) コミュニケーション学研究 II (2) 英語教育研究A II (2) 英語教育研究B II (2) 英語教育研究C II (2) 応用言語学研究A II (2) 応用言語学研究B II (2) 英語学研究A II (2) 英語学研究B II (2) 英語運用実習B(2) 英語運用実習D(2)
	自由科目	<ul style="list-style-type: none"> ・他の研究コースの選択科目 ・学則第13条に定める科目 	
国際文化・メディア文化研究コース	必修科目	国際文化学基礎研究演習(2) 国際文化学論文指導演習(2)	国際文化学特殊研究演習(2) 国際文化学修士論文演習(2)
	選択科目	比較文化学研究A I (2) 比較文化学研究B I (2) 比較文化学研究C I (2) 日本文化学研究A I (2) 日本文化学研究B I (2) 日本文化学研究C I (2) アジア文化学研究A I (2) アジア文化学研究B I (2) アジア文化学研究BIII(2) アジア文化学研究C I (2) アジア文化学研究CIII(2)	比較文化学研究A II (2) 比較文化学研究B II (2) 比較文化学研究C II (2) 日本文化学研究A II (2) 日本文化学研究B II (2) 日本文化学研究C II (2) アジア文化学研究A II (2) アジア文化学研究B II (2) アジア文化学研究BIV(2) アジア文化学研究C II (2) アジア文化学研究CIV(2)

		ヨーロッパ文化学研究A I (2) ヨーロッパ文化学研究B I (2) ヨーロッパ文化学研究C I (2) メディア文化学研究A I (2) メディア文化学研究B I (2) メディア文化学研究C I (2) コミュニケーション学研究 I (2)	ヨーロッパ文化学研究A II (2) ヨーロッパ文化学研究B II (2) ヨーロッパ文化学研究C II (2) メディア文化学研究A II (2) メディア文化学研究B II (2) メディア文化学研究C II (2) コミュニケーション学研究 II (2)
	自由科目	<ul style="list-style-type: none"> ・他の研究コースの選択科目 ・学則第13条に定める科目 	
日本語・日本文化研究コース	必修科目	日本語・日本文化学基礎研究演習(2) 日本語・日本文化学論文指導演習(2)	日本語・日本文化学特殊研究演習(2) 日本語・日本文化学修士論文演習(2)
	選択科目	日本文化学研究A I (2) 日本文化学研究B I (2) 日本文化学研究C I (2) 日本文化史研究A I (2) 日本文化史研究B I (2) 日本史学研究 I (2) 日本文学研究 I (2) 日本語学研究A I (2) 日本語学研究B I (2) 日本語学研究C I (2) 日本語教育学研究A I (2) 日本語教育学研究B I (2) 日本語教育学研究C I (2) 比較文化学研究A I (2) アジア文化学研究A I (2) アジア文化学研究B I (2) アジア文化学研究BIII (2) 応用言語学研究A I (2) 応用言語学研究B I (2)	日本文化学研究A II (2) 日本文化学研究B II (2) 日本文化学研究C II (2) 日本文化史研究A II (2) 日本文化史研究B II (2) 日本史学研究 II (2) 日本文学研究 II (2) 日本語学研究A II (2) 日本語学研究B II (2) 日本語学研究C II (2) 日本語教育学研究A II (2) 日本語教育学研究B II (2) 日本語教育学研究C II (2) 比較文化学研究A II (2) アジア文化学研究A II (2) アジア文化学研究B II (2) アジア文化学研究BIV (2) 応用言語学研究A II (2) 応用言語学研究B II (2)

	英語学研究A I (2)	英語学研究A II (2)
	英語学研究B I (2)	英語学研究B II (2)
自由科目	・他の研究コースの選択科目 ・学則第13条に定める科目	

2 履修方法

- ① 課程修了要件は以下のとおりとする。

<論文型>

各研究コース指定の演習8単位、同選択科目より24単位以上、合計32単位以上を修得しなければならない。

<課題型>

各研究コース指定の演習8単位、同選択科目より28単位以上、合計36単位以上を修得しなければならない。

- ② 他の研究コースの選択科目および学則第13条に定める科目を自由科目とする。
- ③ 自由科目として修得した科目の単位は、20単位を上限に課程修了必要単位数に算入することができる。

B. 比較文化学専攻(博士後期課程)

1 授業科目、単位数

類別	授業科目(単位)	
必修科目	比較文化学研究基礎演習 I (2)	比較文化学研究基礎演習 II (2)
	比較文化学研究推進演習 I (2)	比較文化学研究推進演習 II (2)
	比較文化学研究指導演習 I (2)	比較文化学研究指導演習 II (2)
選択科目	英語圏文化学研究講義A I (2)	英語圏文化学研究講義A II (2)
	英語圏文化学研究講義B I (2)	英語圏文化学研究講義B II (2)
	国際文化学研究講義A I (2)	国際文化学研究講義A II (2)
	国際文化学研究講義B I (2)	国際文化学研究講義B II (2)
	国際文化学研究講義C I (2)	国際文化学研究講義C II (2)
	国際文化学研究講義D I (2)	国際文化学研究講義D II (2)
	応用言語学研究講義A I (2)	応用言語学研究講義A II (2)
	応用言語学研究講義B I (2)	応用言語学研究講義B II (2)
	応用言語学研究講義C I (2)	応用言語学研究講義C II (2)

	日本語・日本文化学研究講義A I (2)	日本語・日本文化学研究講義A II (2)
	日本語・日本文化学研究講義B I (2)	日本語・日本文化学研究講義B II (2)

2 履修方法

必修科目の演習6科目のすべて12単位を修得し、加えて選択科目のうちから2科目4単位以上、合計16単位以上を修得しなければならない。

別表2 経営学研究科

A. 経営学専攻(博士前期課程)

1 授業科目、単位数

類別	授業科目(単位)		
必修科目	演習A(2) 演習D(2)	演習B(2)	演習C(2)
選択必修科目	外国文献研究(英米)A(2) 外国文献研究(韓国)A(2) 外国文献研究(中国)A(2) 外国文献研究(日本)A(2) 日本語リーディングA(1) アカデミックライティングA(1) 英語コミュニケーション(2) 経営情報処理(2)	外国文献研究(英米)B(2) 外国文献研究(韓国)B(2) 外国文献研究(中国)B(2) 外国文献研究(日本)B(2) 日本語リーディングB(1) アカデミックライティングB(1) 簿記(2)	
選択科目	経営学研究(2) 国際経営論研究A(2) 経営学史研究(2) 企業論研究(2) 中小企業論研究I(2) 経営管理論研究A(2) コーポレート・ファイナンス研究(2) 人的資源管理研究A(2) 生産管理論研究(2) マーケティング論研究A(2) 国際マーケティング論研究(2)	経営倫理学研究(2) 国際経営論研究B(2) 経営史研究(2) 中小企業論研究II(2) 経営管理論研究B(2) 人的資源管理研究B(2) プログラム評価論研究(2) マーケティング論研究B(2) 物流論研究(2)	

エンタテインメント・ビジネス研究(2)	地域経営論研究(2)
フードシステム論研究(2)	
証券論研究Ⅰ(2)	証券論研究Ⅱ(2)
経営情報イノベーション研究A(2)	経営情報イノベーション研究B(2)
ネットビジネス研究(2)	社会ビジネス研究(2)
データサイエンス研究(2)	
オペレーションズマネジメント研究A(2)	オペレーションズマネジメント研究B(2)
財務会計論研究Ⅰ(2)	財務会計論研究Ⅱ(2)
経営分析研究A(2)	経営分析研究B(2)
管理会計論研究A(2)	管理会計論研究B(2)
コスト・マネジメント研究(2)	
税務会計研究(2)	
監査論研究(2)	教育経営学研究(2)
博物館経営論研究(2)	図書館情報経営研究(2)
知的財産制度研究(2)	
異文化コミュニケーション研究A(2)	異文化コミュニケーション研究B(2)
環太平洋圏経営研究A(2)	環太平洋圏経営研究B(2)
経営学特別講義(2)	
経営学特別講義A(2)	経営学特別講義B(2)
経営学特別講義Ⅰ(2)	経営学特別講義Ⅱ(2)

2 履修方法

①必修科目の演習4科目のすべて8単位を修得しなければならない。選択必修科目について、「研究論文型」は4単位以上、「課題報告型」は8単位以上修得しなければならない。必修科目と選択科目の合計単位数は、「研究論文型」は32単位以上、「課題報告型」は36単位以上修得しなければならない。なお、第13条の規定により認定された科目の単位は選択科目の単位数に算入することができる。②日本語リーディングA・B、外国文献研究(日本)A・Bは、外国人留学生を対象とする。③外国文献研究について、「研究論文型」の履修者は、母語以外の科目から、4単位を修得しなければならない。ただし、「研究論文型」を履修する外国人留学生は、外国文献研究(日本)A・Bを履修しなければならない。そのうえで、他の外国文献研究を履修することができる。④「課題報告型」の履修者は、アカデミックライティングA・Bを履修することが望ましい。ただし、「課

題報告型」を履修する外国人留学生は、日本語リーディングA・BとアカデミックライティングA・Bを履修しなければならない。⑤ I、IIを付した科目は、Iを受講した学生のみがIIを受講することができる。A、Bを付した科目は、AとBのいずれかのみを受講することもできる。

B. 経営学専攻(博士後期課程)

1 授業科目、単位数

類別		授業科目(単位)	
必修科目	演習科目	特殊演習A(2)	特殊演習B(2)
		特殊演習C(2)	特殊演習D(2)
		特殊演習E(2)	特殊演習F(2)
選択科目	講義科目	経営学特殊研究A(2)	経営学特殊研究B(2)
		経営管理論特殊研究A(2)	経営管理論特殊研究B(2)
		経営情報論特殊研究A(2)	経営情報論特殊研究B(2)
		会計学特殊研究A(2)	会計学特殊研究B(2)
		商学特殊研究A(2)	商学特殊研究B(2)
		経営学特別講義(2)～(4)	

2 履修方法

演習科目12単位、講義科目より4単位以上、合計16単位以上を修得しなければならない。

別表3 経済学研究科

A. 応用経済学専攻(博士前期課程)

1 授業科目、単位数

類別	授業科目(単位)			
必修科目	演習A(2)	演習B(2)	演習C(2)	演習D(2)
選択科目	地域経済論研究Ⅰ(2)			地域経済論研究Ⅱ(2)
	地域政策研究Ⅰ(2)			地域政策研究Ⅱ(2)
	中小企業論研究Ⅰ(2)			中小企業論研究Ⅱ(2)
	都市史研究Ⅰ(2)			都市史研究Ⅱ(2)
	日本経済論研究Ⅰ(2)			日本経済論研究Ⅱ(2)
	産業組織論研究Ⅰ(2)			産業組織論研究Ⅱ(2)
	経済政策研究Ⅰ(2)			経済政策研究Ⅱ(2)
	経済統計研究Ⅰ(2)			経済統計研究Ⅱ(2)

地域産業論研究 I (2)	地域産業論研究 II (2)
環境経済論研究 I (2)	環境経済論研究 II (2)
産業技術論研究 I (2)	産業技術論研究 II (2)
地域エネルギー論研究 I (2)	地域エネルギー論研究 II (2)
行動経済学研究 I (2)	行動経済学研究 II (2)
経済地理学研究 I (2)	経済地理学研究 II (2)
労働経済学研究 I (2)	労働経済学研究 II (2)
公共経済論研究 I (2)	公共経済論研究 II (2)
財政学研究 I (2)	財政学研究 II (2)
租税論研究 I (2)	租税論研究 II (2)
税法研究 I (2)	税法研究 II (2)
日本財政論研究 I (2)	日本財政論研究 II (2)
金融論研究 I (2)	金融論研究 II (2)
銀行論研究 I (2)	銀行論研究 II (2)
金融政策研究 I (2)	金融政策研究 II (2)
ファイナンス研究 I (2)	ファイナンス研究 II (2)
国際経済学研究 I (2)	国際経済学研究 II (2)
国際金融論研究 I (2)	国際金融論研究 II (2)
国際投資論研究 I (2)	国際投資論研究 II (2)
中国経済論研究 I (2)	中国経済論研究 II (2)
アジア経済基礎研究 I (2)	アジア経済基礎研究 II (2)
アジア産業論研究 I (2)	アジア産業論研究 II (2)
アジア経済研究 I (2)	アジア経済研究 II (2)
ASEAN経済研究 I (2)	ASEAN経済研究 II (2)
アメリカ経済研究 I (2)	アメリカ経済研究 II (2)
ヨーロッパ経済研究 I (2)	ヨーロッパ経済研究 II (2)
ロシア・東欧経済研究 I (2)	ロシア・東欧経済研究 II (2)
マクロ経済学研究 I (2)	マクロ経済学研究 II (2)
ミクロ経済学研究 I (2)	ミクロ経済学研究 II (2)
経済原論研究 I (2)	経済原論研究 II (2)

計量経済学研究Ⅰ(2)	計量経済学研究Ⅱ(2)
経済学史研究Ⅰ(2)	経済学史研究Ⅱ(2)
日本経済史研究Ⅰ(2)	日本経済史研究Ⅱ(2)
西洋経済史研究Ⅰ(2)	西洋経済史研究Ⅱ(2)
経済数学研究Ⅰ(2)	経済数学研究Ⅱ(2)
社会思想史研究Ⅰ(2)	社会思想史研究Ⅱ(2)
外国文献研究(英米)Ⅰ(2)	外国文献研究(英米)Ⅱ(2)
外国文献研究(中国)Ⅰ(2)	外国文献研究(中国)Ⅱ(2)
外国文献研究(日本)Ⅰ(2)	外国文献研究(日本)Ⅱ(2)
経済学特別講義(2)～(4)	

2 履修方法

① 課程修了要件は以下のとおりとする。

<研究論文型>

演習8単位、選択科目より24単位以上、合計32単位以上修得しなければならない。

<課題報告型>

演習8単位、選択科目より28単位以上、合計36単位以上修得しなければならない。

② 第13条の規定により認定された科目の単位は「選択科目」の単位数に算入することができる。また、外国文献研究(日本)Ⅰ・Ⅱは、外国人留学生を対象とする。

B. 応用経済学専攻(博士後期課程)

1 授業科目、単位数

類別		授業科目(単位)	
必修科目	演習科目	特殊演習A(2)	特殊演習B(2)
		特殊演習C(2)	特殊演習D(2)
		特殊演習E(2)	特殊演習F(2)
選択科目	講義科目	地域エネルギー論特殊研究Ⅰ(2)	地域エネルギー論特殊研究Ⅱ(2)
		地域政策特殊研究Ⅰ(2)	地域政策特殊研究Ⅱ(2)
		地域経済論特殊研究Ⅰ(2)	地域経済論特殊研究Ⅱ(2)
		都市史特殊研究Ⅰ(2)	都市史特殊研究Ⅱ(2)
		経済地理学特殊研究Ⅰ(2)	経済地理学特殊研究Ⅱ(2)
		環境経済論特殊研究Ⅰ(2)	環境経済論特殊研究Ⅱ(2)

	産業技術論特殊研究Ⅰ(2)	産業技術論特殊研究Ⅱ(2)
	日本経済論特殊研究Ⅰ(2)	日本経済論特殊研究Ⅱ(2)
	産業組織論特殊研究Ⅰ(2)	産業組織論特殊研究Ⅱ(2)
	財政学特殊研究Ⅰ(2)	財政学特殊研究Ⅱ(2)
	租税論特殊研究Ⅰ(2)	租税論特殊研究Ⅱ(2)
	金融論特殊研究Ⅰ(2)	金融論特殊研究Ⅱ(2)
	銀行論特殊研究Ⅰ(2)	銀行論特殊研究Ⅱ(2)
	金融政策特殊研究Ⅰ(2)	金融政策特殊研究Ⅱ(2)
	経済政策特殊研究Ⅰ(2)	経済政策特殊研究Ⅱ(2)
	国際経済学特殊研究Ⅰ(2)	国際経済学特殊研究Ⅱ(2)
	アジア経済特殊研究Ⅰ(2)	アジア経済特殊研究Ⅱ(2)
	ミクロ経済学特殊研究Ⅰ(2)	ミクロ経済学特殊研究Ⅱ(2)
	マクロ経済学特殊研究Ⅰ(2)	マクロ経済学特殊研究Ⅱ(2)
	経済原論特殊研究Ⅰ(2)	経済原論特殊研究Ⅱ(2)
	計量経済学特殊研究Ⅰ(2)	計量経済学特殊研究Ⅱ(2)
	経済統計特殊研究Ⅰ(2)	経済統計特殊研究Ⅱ(2)
	経済学史特殊研究Ⅰ(2)	経済学史特殊研究Ⅱ(2)
	経済数学特殊研究Ⅰ(2)	経済数学特殊研究Ⅱ(2)

2 履修方法

演習科目12単位、講義科目より4単位以上、合計16単位以上を修得しなければならない。

別表4 社会学研究科

A. 応用社会学専攻(博士前期課程)

1 授業科目、単位数

類別	授業科目(単位)	
必修科目	演習A(2)	演習B(2)
	演習C(2)	演習D(2)
選択科目	雇用・労働問題論研究A(2)	雇用・労働問題論研究B(2)
	地域社会論研究A(2)	地域社会論研究B(2)
	家族社会学研究A(2)	家族社会学研究B(2)
	現代社会論研究A(2)	現代社会論研究B(2)

環境社会学研究A(2)	環境社会学研究B(2)
生態学研究A(2)	生態学研究B(2)
心理学研究A(2)	心理学研究B(2)
社会運動論研究A(2)	社会運動論研究B(2)
フィールドワーク研究A(2)	フィールドワーク研究B(2)
広報社会学研究A(2)	広報社会学研究B(2)
現代生活文化論研究ⅠA(2)	現代生活文化論研究ⅠB(2)
現代生活文化論研究ⅡA(2)	現代生活文化論研究ⅡB(2)
現代思想論研究A(2)	現代思想論研究B(2)
文化社会学研究ⅠA(2)	文化社会学研究ⅠB(2)
文化社会学研究ⅡA(2)	文化社会学研究ⅡB(2)
コミュニケーション論研究ⅠA(2)	コミュニケーション論研究ⅠB(2)
コミュニケーション論研究ⅡA(2)	コミュニケーション論研究ⅡB(2)
都市文化論研究A(2)	都市文化論研究B(2)
科学思想史研究A(2)	科学思想史研究B(2)
日本文化論研究A(2)	日本文化論研究B(2)
子ども家庭福祉論研究A(2)	子ども家庭福祉論研究B(2)
障害者福祉論研究A(2)	障害者福祉論研究B(2)
高齢者福祉論研究A(2)	高齢者福祉論研究B(2)
介護福祉論研究A(2)	介護福祉論研究B(2)
地域福祉論研究A(2)	地域福祉論研究B(2)
精神保健福祉論研究ⅠA(2)	精神保健福祉論研究ⅠB(2)
精神保健福祉論研究ⅡA(2)	精神保健福祉論研究ⅡB(2)
ソーシャルワーク論研究A(2)	ソーシャルワーク論研究B(2)
グループワーク論研究A(2)	グループワーク論研究B(2)
国際社会福祉論研究A(2)	国際社会福祉研究B(2)
社会保障論研究A(2)	社会保障論研究B(2)
福祉レクリエーション論研究A(2)	福祉レクリエーション論研究B(2)
発達支援論研究A(2)	発達支援論研究B(2)
社会学理論研究A(2)	社会学理論研究B(2)

	社会学史研究A(2)	社会学史研究B(2)
	社会調査論研究A(2)	社会調査論研究B(2)
	社会調査論研究C(2)	

2 履修方法

演習8単位、選択科目より24単位以上、合計32単位以上修得しなければならない。なお、第13条の規定により認定された科目の単位は「選択科目」の単位数に算入することができる。

B. 応用社会学専攻(博士後期課程)

1 授業科目、単位数

類別		授業科目(単位)		
必修科目	演習科目	特殊演習A(2)	特殊演習B(2)	特殊演習C(2)
		特殊演習D(2)	特殊演習E(2)	特殊演習F(2)
選択科目	講義科目	雇用・労働問題論特殊研究A(2)	雇用・労働問題論特殊研究B(2)	
		家族社会学特殊研究A(2)	家族社会学特殊研究B(2)	
		現代社会論特殊研究A(2)	現代社会論特殊研究B(2)	
		広報社会学特殊研究A(2)	広報社会学特殊研究B(2)	
		都市文化論特殊研究A(2)	都市文化論特殊研究B(2)	
		文化社会学特殊研究A(2)	文化社会学特殊研究B(2)	
		教育心理学特殊研究A(2)	教育心理学特殊研究B(2)	
		高齢者福祉論特殊研究A(2)	高齢者福祉論特殊研究B(2)	
		地域福祉論特殊研究A(2)	地域福祉論特殊研究B(2)	
		精神保健福祉論特殊研究A(2)	精神保健福祉論特殊研究B(2)	
		スピリチュアルケア特殊研究A(2)	スピリチュアルケア特殊研究B(2)	
		ソーシャルワーク論特殊研究A(2)	ソーシャルワーク論特殊研究B(2)	
		社会調査論特殊研究A(2)	社会調査論特殊研究B(2)	

2 履修方法

演習科目12単位、講義科目より4単位以上、合計16単位以上修得しなければならない。

ただし、第17条の2第2項から第17条の3第2項に定めるところにより、在学期間の短縮を認められた場合、演習科目12単位は、博士論文の審査および試験の合格をもってこれを修得したものとす。

付表1 学費

名称	研究科	金額
入学金	全研究科	300,000円
授業料	全研究科	年額 725,000円

注1. 休学を許可された者が一つの学期の全期間を休学する場合の学費は、大学院学費等納付規程の定めるところとする。

注2. 本学学部卒業生の入学金および授業料は、大学院学費等納付規程の定めるところとする。

注3. 本学大学院の博士前期課程または修士課程修了者が博士後期課程に入学する場合の入学金および授業料は、大学院学費等納付規程の定めるところとする。

注4. 本学大学院博士後期課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた者が、学位論文提出のため在学するときの授業料は、大学院学費等納付規程の定めるところとする。

注5. 社会人で各研究科博士前期課程(修士課程)に入学した者が選択できる単位制学費については、大学院学費等納付規程の定めるところとする。

付表1の2 研究指導料および科目等履修料

研究指導料	全研究科	年額 263,000円
科目等履修料	全研究科	1単位につき 20,000円

注1. 本学の学部卒業生および大学院修了者については、大学院学費等納付規程の定めるところとする。